

千葉県土砂等の埋立て等に係る不利益処分の基準

(目的)

第1条 この基準は、千葉県行政手続条例（平成7年条例第40号）第12条の規定に基づき、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年条例第36号。以下「条例」という。）に規定する不利益処分の基準を定め、不利益処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 条例第2条第1項第6号に規定する事業者又は同項第7号に規定する土地所有者をいう。
- (2) 特定事業者 条例第9条第1項の許可を受けた事業者（条例第12条第1項の規定による変更許可を受けた者、条例第20条の3第1項の規定による譲受けの許可を受けた者及び条例第21条第1項の規定による地位を承継した者を含む。以下本基準において同じ）及び条例第9条第2項の規定による届出をした者（条例第12条第8項の規定による届出をした者、条例第20条の3第4項の規定による譲受けの届出をした者及び条例第21条第1項の規定による地位を承継した者を含む。）をいう。
- (3) 許可事業者 前号の特定事業者のうち条例第9条第1項の許可を受けた事業者をいう。
- (4) 不利益処分 次のいずれかをいう。
 - ア 事業者等に対する土砂等の安全基準の確認に係る土砂等の埋立て等の停止命令 条例第7条第2項の規定に基づき、事業者等に対し、土砂等の埋立て等の停止を命ずること。
 - イ 特定事業者に対する措置命令 条例第22条第1項の規定に基づき、特定事業者に対し、当該特定事業の停止を命ずること。
 - ウ 許可事業者に対する許可の取消し 条例第23条第1項の規定に基づき、事業者に対し、許可を取り消すこと。
 - エ 許可事業者に対する特定事業の停止命令 条例第23条第1項の規定に基づき、許可事業者に対し、期間を定めて特定事業の停止を命ずること。

(不利益処分の基準)

第3条 事業者等、特定事業者及び許可事業者に係る不利益処分の基準は、別表のとおりとする。

(軽減)

第4条 許可事業者が別表の7から12の項に掲げる各要件に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定事業者に対する特定事業の停止命令の期間を軽減できる。この場合においては、停止10日とするものとする。

- (1) 違反行為等を行った動機等に特に情状を酌量する余地が認められるとき。
- (2) 違反行為等の後、適切な是正措置を講じ、生活環境の保全に努めたと認められると

き。

(3) その他処分内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 許可事業が、別表の1から6の項に掲げる各要件に該当する場合であっても、前項の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、特定事業の停止命令を行うことができる。この場において、処分内容は、停止180日、停止90日、停止60日又は停止30日にするものとする。

(加重)

第5条 許可事業者が別表の7から15の項の各要件に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定事業の停止命令の期間を加重できる。この場合において、別表に定める処分内容が、停止30日にあつては、停止60日又は停止90日、停止10日にあつては、停止30日、停止60日又は停止90日にするものとする。

(1) 違反行為等が結果として土壌の汚染や災害の発生を惹起させるなどして、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

(2) 違反行為等の是正の指導を受けていたにもかかわらず、これに従わず、違反行為等を繰り返し継続しているとき。

(3) 千葉市から土砂等の埋立て等の停止命令若しくは特定事業の停止命令を受けてから3年を経過していないとき。

(4) その他停止期間を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 許可業者が、別表の7から15に掲げる各要件に該当し、かつ、前項の各号のいずれかに該当する場合のうち、情状が特に重い場合は、第3条の規定にかかわらず、特定事業者に対する許可の取消しを行うことができる。

(複数の取消し等の要件)

第6条 別表に定める要件が複数ある場合、当該要件に係る不利益処分のうち最も重いものを適用する。

(不利益処分の基準の公表)

第7条 この基準は、千葉市ホームページへ掲載する方法により公表するものとする。

2 この基準は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課内において、閲覧又は提供できるものとする。

附 則

1 この基準は、平成29年2月1日より施行する。

2 千葉市特定事業事業者不利益処分に関する内規（平成13年10月22日環境管理部長決裁）は廃止する。

別表

| 取消等の要件 | 関係条文 | 処分内容 |
|---|--|-------------------|
| 1 条例に基づく命令に違反したとき。 | 条例第7条第2項 条例第7条第3項 条例第8条第2項 条例第22条第1項 条例第22条第2項 | 許可取消し |
| 2 不正の手段により許可(変更許可、譲受け許可を含む)を受けたとき。 | 条例第9条第1項 条例第12条第1項 条例第20条の3第1項 | |
| 3 土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。 | 条例第23条第1項第3号 | |
| 4 無許可で変更したとき。 | 条例第12条第1項 | |
| 5 相続等を受けた者が欠格要件に該当したとき。 | 条例第23条第1項第7号 | |
| 6 名義貸しを行ったとき。 | 条例第21条の2 | |
| 7 許可の条件に違反したとき。 | 条例第13条 | 停止30日 |
| 8 土砂等の搬入の届出をしなかったとき。 | 条例第14条 | |
| 9 土砂等管理台帳を作成しなかったとき。 | 条例第15条第1項 条例第15条第2項 | |
| 10 特定事業に使用された土砂等の量等を市長へ報告しなかったとき。 | 条例第15条第3項 | |
| 11 地質検査等の報告をしなかったとき。 | 条例第16条第1項 | |
| 12 特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した際に、市長へその旨を報告しなかったとき。 | 条例第16条第2項 | 停止10日 |
| 13 関係書類等を利害関係を有する者の縦覧に供しなかったとき。 | 条例第17条 | |
| 14 標識を設置しなかったとき。 | 条例第18条第1項 | |
| 15 境界を明らかにする表示を行わなかったとき。 | 条例第18条第2項 | 確認に必要な期間の停止 |
| 16 事業者等に対する土砂等の安全基準の確認に係る土砂等の埋立て等の停止命令 | 条例第7条第2項 | |
| 17 特定事業者に対する措置命令 | 条例第22条第1項 | 措置を講ずるために必要な期間の停止 |